

ごみ処理施設整備・管理運営事業

特定事業の選定

平成29年8月25日

知多南部広域環境組合

知多南部広域環境組合（以下「組合」という。）は、ごみ処理施設整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）」に準じて実施することとし、同法第5条の規定により実施方針を策定し、平成29年5月31日に公表したところである。

このたび、本事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業の選定にあたっての評価の結果を公表する。

1 事業概要

(1) 事業名

ごみ処理施設整備・管理運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

知多南部広域環境組合 管理者 靱山 芳輝

(3) 対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

(4) 事業目的

本事業は、知多南部地域2市3町において発生し、収集又は直接搬入される可燃ごみや可燃残渣及びし尿処理施設からの脱水汚泥の適正な処理を行う熱回収施設と、不燃ごみ及び粗大ごみの適正な処理と資源回収を行う不燃・粗大ごみ処理施設から構成される知多南部広域環境センター（以下「本施設」という。）を整備及び管理運営を行うとともに、中継施設に搬入される可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについて、本施設への運搬を行うものである。

併せて、本事業において、組合が本施設の整備及び管理運営の業務を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、民間事業者が創意工夫をし、もって本施設の組合財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

なお、本施設は限られた資源の有効利用や次世代エネルギーの活用を進め、環境への負荷の低減を図るとともに、循環型社会形成の一翼を担う施設として整備されることを目指している。

(5) 本施設の概要

ア 熱回収施設

(ア) 建設予定地

愛知県知多郡武豊町字一号地地内

(イ) 施設規模

・ストーカ炉：141.5 t/24h×2 炉（283 t/日）

(ウ) 受入廃棄物

知多南部地域 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）で発生し、収集又は直接搬入される可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等の可燃残渣、し尿処理施設からの脱水汚泥等

イ 熱回収施設に関するその他施設

- ・管理・啓発棟
- ・計量棟

ウ 熱回収施設に関する外構施設等

- ・洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門、囲障等その他

エ 不燃・粗大ごみ処理施設

(ア) 建設予定地

愛知県知多郡武豊町字一号地地内

(イ) 施設規模

14 t / 5 h (14 t / 日)

(ウ) 受入廃棄物

知多南部地域 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）で発生し、収集又は直接搬入される不燃ごみ及び粗大ごみ

オ 不燃・粗大ごみ処理施設に関するその他施設

- ・管理・啓発棟（熱回収施設と兼ねる）
- ・計量棟（熱回収施設と兼ねる）
- ・ストックヤード

カ 不燃・粗大ごみ処理施設に関する外構施設等

- ・洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門、囲障等その他（熱回収施設と兼ねる）

(6) 事業内容

ア 事業方式

DBO方式

イ 事業期間

- ・設計・建設期間：契約締結日の翌日から平成 34 年 3 月まで
- ・管理運営期間：平成 34 年 4 月から平成 54 年 3 月までの 20 年間

ウ 事業者が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- 1) 本施設の設計
- 2) 測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要な調査
- 3) 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援及び交付金申請に付随する申請支援
- 4) 組合が行うその他許認可申請支援
- 5) その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 本施設の設計・建設に関する業務

- 1) 本施設の建設
- 2) 建設工事に係る各種許認可申請等
- 3) 組合の環境影響評価に関する支援
- 4) 近隣対応（事業者が負担すべき範囲）
- 5) その他これらを実施する上で必要な業務

(ウ) 本施設の管理運営に関する業務

- 1) 受付業務
- 2) 運転管理業務
- 3) 維持管理業務
- 4) 情報管理業務
- 5) 環境管理業務
- 6) 物品・用役調達業務
- 7) 運搬業務（中継施設から本施設までの廃棄物の運搬）
- 8) 資源化業務（本施設からの鉄等の金属類）
- 9) 武豊町屋内温水プール（仮称）への熱エネルギーの供給
- 10) 啓発業務
- 11) 見学者対応及び見学者（行政視察）対応支援、近隣対応等の関連業務

エ 事業者の収入

(ア) 本施設の整備に係る対価

組合は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設JV等に支払う。支払いは、平成30年度から平成33年度までの各年度において、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(イ) 本施設の管理運営に係る対価

組合は、事業者が実施する本施設の管理運営業務（ただし、中継廃棄物の運搬業務を除く）に係る対価を、管理運営委託料として管理運営期間にわたってSPCに支払う。管理運営委託料は、年に1回改定することができるものとする。なお、管理運営委託料は、固定料金と変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

(ウ) 運搬業務に係る対価

組合は、事業者が実施する運搬業務に係る対価を、運搬委託料として管理運営期間にわたってSPCに支払う。なお、運搬業務を中継廃棄物運搬企業が実施する場合であっても、中継廃棄物運搬企業が管理運営委託契約の受託者となることにより当該運搬委託料をSPCに支払う。

運搬委託料は、年に1回改定することができるものとする。なお、運搬委託料は、変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

オ 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは組合において行うが、建設 J V 等は申請手続きに必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

2 組合が直接事業を実施する場合とDBOで実施する場合の評価

(1) 評価方法

本事業をPFI法に準じ、DBO事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じて組合の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、以下について評価を行った。

- ・ 組合の財政負担見込額による定量的評価
- ・ DBO事業として実施することの定性的評価
- ・ 事業者に移転するリスクの評価
- ・ 上記による総合的評価

なお、組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 組合の財政負担見込額による定量的評価

1) 組合の財政負担額算定の前提条件

本事業を組合が直接実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、組合が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(ア) 事業費などの算出方法

項目	組合が自ら実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
①利用者収入などの算出方法	売電収入	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・ 組合が自ら実施する場合の費用、DBO方式として実施する場合の費用とも同額として設定。
②本施設の整備に係る費用の算出方法	施設整備費	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合が直接実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・ DBO事業として実施する場合の費用は、組合が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。
③本施設の管理運営に係る費用の算出方法	管理運営費 ・ 運転管理費 ・ 点検補修費 ・ 用役費 ・ 運搬費	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合が直接実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・ DBO事業として実施する場合の費用は、組合が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。

項目	組合が自ら実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
④資金調達にかかる費用の算出方法	交付金 一般財源 起債	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金については、プラントメーカーの見積から対象額を設定し、1/2または1/3を乗じて設定。 ・施設整備費及び施工監理費の起債については、交付金対象内については交付金を控除した額に対して90%、交付金対象外については75%を充当する。償還期間15年(据置1年)、利率は起債の近年動向を踏まえて設定。 ・車両購入費の起債については、全体の75%を充当する。償還期間5年(据置1年)、利率は起債の近年動向を踏まえて設定。(組合が自ら実施する場合のみ起債を活用)
⑤施工監理費用	施工監理費	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費を基に設定。
⑥その他の費用	—	アドバイザー費 モニタリング費 SPC経費 SPC利益・法人税等	<ul style="list-style-type: none"> ・DBO事業として実施する場合は、アドバイザー費、モニタリング費、SPC経費、SPC利益・法人税等を計上。

(イ) VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	4.0%	環境省その他で一般的に用いられている値を採用
②物価上昇率	0.0%	物価変動は考慮せず
③リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

※VFM: Value for Moneyの略。支払(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給する考え方のこと。ここでは、組合が自ら実施する場合とDBO事業として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

2) 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、組合が自ら実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、6.86%の財政負担額縮減が見込まれる結果となった。

項目	値	備考
①組合が自ら実施する場合 (現在価値ベース)	19,410,686 千円	交付金及び売電収入を控除済み
②DBO事業として実施する 場合(現在価値ベース)	18,079,441 千円	交付金及び売電収入を控除済み
③VFM(金額)	1,331,246 千円	①-②
④VFM(割合)	6.86%	③÷①

(3) DBO事業として実施することの定性的評価

本事業をDBO事業により実施する場合、組合の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

1) 施設整備及び管理運営の効率化

本事業では、事業者が本施設の施設整備及び管理運営を一貫して実施することにより、工事と管理運営の連携を図ることが期待できるとともに、効果的・効率的な事業の実施が可能となる。

2) 長期的な視点に基づく公共サービス水準の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、管理運営期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による公共サービス水準の向上が期待できる。

3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

DBO事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が組合よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としている。そのため、事業者が有するリスク管理に関するノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、DBO事業として実施することにより、組合が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、6.86%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をDBO事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に準じて特定事業として選定する。